

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 2 3 日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

} 殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について（概略）

令和 7 年 5 月 1 5 日に岐阜森林管理署発注の林道事業（大洞地区建設機械借上）箇所
で重大災害が発生したので、別添 1 のとおり概略をお知らせします。

今回の災害は、岐阜県下呂市の大洞国有林の若栃榎谷林道（下）上に堆積した崩土を
ホイールローダーで除去作業中に、ホイールローダーのタイヤが路肩から外れ、約 1 3
m 下の河川に転落し、65 歳の男性オペレーターが被災したものです。

災害概要等については現在調査中ではありますが、梅雨期を控え、梅雨の長雨の影響
で路肩等が緩み、本災害に類似した災害の発生が懸念されます。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災
害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い
安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

労働安全衛生規則抜粋

第二編 安全基準

第二章 建設機械等

第一節 車両系建設機械

第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止

(調査及び記録)

第一百五十四条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(作業計画)

第一百五十五条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 二 車両系建設機械の運行経路
- 三 車両系建設機械による作業の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(制限速度)

第一百五十六条 事業者は、車両系建設機械（最高速度が毎時十キロメートル以下のものを除く。）を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地質の状態等に応じた車両系建設機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行なわなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の制限速度をこえて車両系建設機械を運転してはならない。

(転落等の防止等)

第一百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第一百五十七条の二 事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

（接触の防止）

第百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

（合図）

第百五十九条 事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

（運転位置から離れる場合の措置）

第百六十条 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 バケット、ジツパー等の作業装置を地上に下ろすこと。
- 二 原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

（車両系建設機械の移送）

第百六十一条 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行なうこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適度な勾配を確保すること。

（搭乗の制限）

第百六十二条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。

（使用の制限）

第百六十三条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

請負事業体及び立木販売における重大災害発生報告
(速報 **概報** 最終報告)

1 森林管理局・署等名	中部森林管理局 岐阜森林管理署
2 事業の種類	建設機械借上
3 災害発生日時等	令和7年5月15日(木) 14時39分頃発生 (死亡：令和7年5月15日 死因：外傷性血気胸 (報道による))
4 災害発生場所	若桁榎谷林道(下) 【併用林道】
5 契約相手方	岐阜県下呂市萩原町萩原 1500 番地 金子工業株式会社 代表取締役社長 金子 健一郎
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：65 歳 性別：男性 雇用区分：臨時職員 社会保険等加入状況：
8 従事作業	ホイールローダーによる崩土除去作業
9 災害概況	当日被災者Aは、ホイールローダオペレーター(被災者A)、写真管理兼交代オペレーター(同僚B)の2名体制で作業に従事していた。 被災者Aは、当日の作業を終了し昼の休憩をとった後、翌日には別の林道の崩土除去作業を予定していたため、ホイールローダーを当該林道の入口付近へ回送していた。 14:39 頃、ホイールローダーの後方より通勤車両(ハイラックス)にて追従していた同僚Bが、大きな音が聞こえたため現場に近寄って見たところ、ホイールローダーと被災者が川に転落しているのを発見。法面を下りて被災者Aを川から引き上げ、携帯電話の通話が可能な位置まで移動し、14:50 頃、金子工業株式会社(以下、会社という。)へ連絡。同じく同僚Bより救急車の要請をした。 14:55 頃、同僚Bから連絡を受けた、会社の現場担当者(社員C)が岐阜森林管理署へ災害発生の連絡を行う。 15:00 頃、会社社員4名が事故現場に向かったが、現地までは救助車両の邪魔になるとの判断から現地手前の林道にて待機。 15:50 頃、救急のヘリコプターが現地上空に向かう様子を、待機場所にいた社員4名が確認。 17:00 頃、救急のヘリコプターが現地上空より病院へ向かう様子を、待機場所にいた社員4名が確認。(待機場所より担架がヘリから下りてくる様子と被災者Aをピックアップしている様子が見えた。) 17:40 頃、中消防署より被災者Aが下呂温泉病院に搬送されたとの連絡が会社があり、被災者Aの妻、会社社長が病院に向かう。 18:35 頃、会社社長は、会社に対し、病院にて処置を行ったが、被災者Aが亡くなった旨の連絡をした。 【以下、会社から同僚Bへの聞き取りによる災害発生状況の推定】 ホイールローダーの後方より追従していた同僚Bの位置からは、転落箇所がカーブの先で見通しが悪いため、ホイールローダーの転落は見えていないが、転落現場の状況から被災者Aは回送中、路面に残った崩土を路肩に寄せ、バックした際に操縦を誤り、路肩からホイールローダーと共に転落したと思われるとのことであった。
10 当局の対応(災害発生後の指導及び事業体に対する措置等)	令和7年5月16日(金) 金子工業株式会社へ災害の発生原因究明に向けた依頼と再発防止に向けた指導を実施。 令和7年5月16日(金) 岐阜森林管理署で契約している全ての請負事業体等について災害発生に係る注意喚起を実施。

11 関係監督機関の対応	令和7年5月16日(金)下呂警察署、高山労働基準監督署が現地調査を実施。岐阜森林管理署からは総括森林整備官、濁河首席森林官、主任森林整備官(土木)が同行。
12 その他特記すべき事項	金子工業株式会社は令和7年5月16日(金)に臨時朝礼を実施。社長から全職員に対し災害発生 の報告と再発防止に向けた安全対策について指示。 5月18日(日)～21日(水)にかけ、重機の引き上げ作業を実施。岐阜森林管理署を含め関係機関への説明は5月16日(金)に実施し了承を得ている。(引き上げ作業は5月21日に終了。)

災害発生箇所位置図 縮尺1/100,000

(岐阜県下呂市小坂町大洞) 若栃榎谷林道 (下)



	会社	距離 (k m)	時間 (分)
災害発生箇所からの距離及び時間	金子工業社員待機場所	3.0	12
	金子工業株式会社小坂事業所	14.2	30
	金子工業株式会社本社	25.5	43

	各機関	距離 (k m)	時間 (分)
災害発生箇所からの距離及び時間	岐阜森林管理署	14.0	27
	下呂警察署	25.4	42
	下呂温泉病院	35.4	56

災害発生箇所位置図 若栃榎谷林道(下)

待機場所

和仁礼二外48名官行造林地
(モモラ谷)

下呂市

大洞

(135~231・246~251林班)

大洞担当区

災害発生箇所

崩土除去
作業箇所

1:20,000

0 250 500 m



災害発生箇所位置図 若栃榎谷林道(下)

災害発生箇所

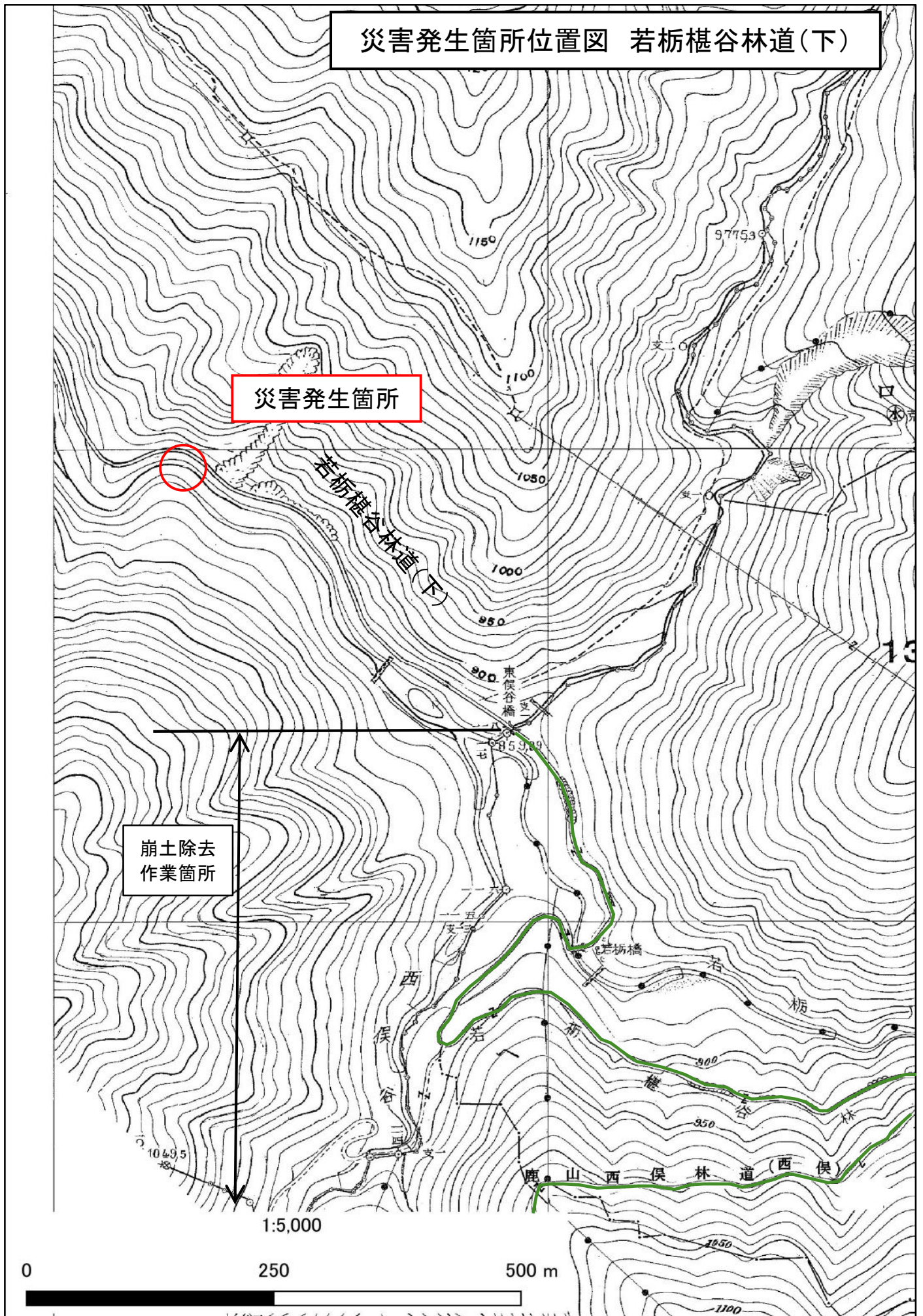
崩土除去
作業箇所

1:5,000

0

250

500 m

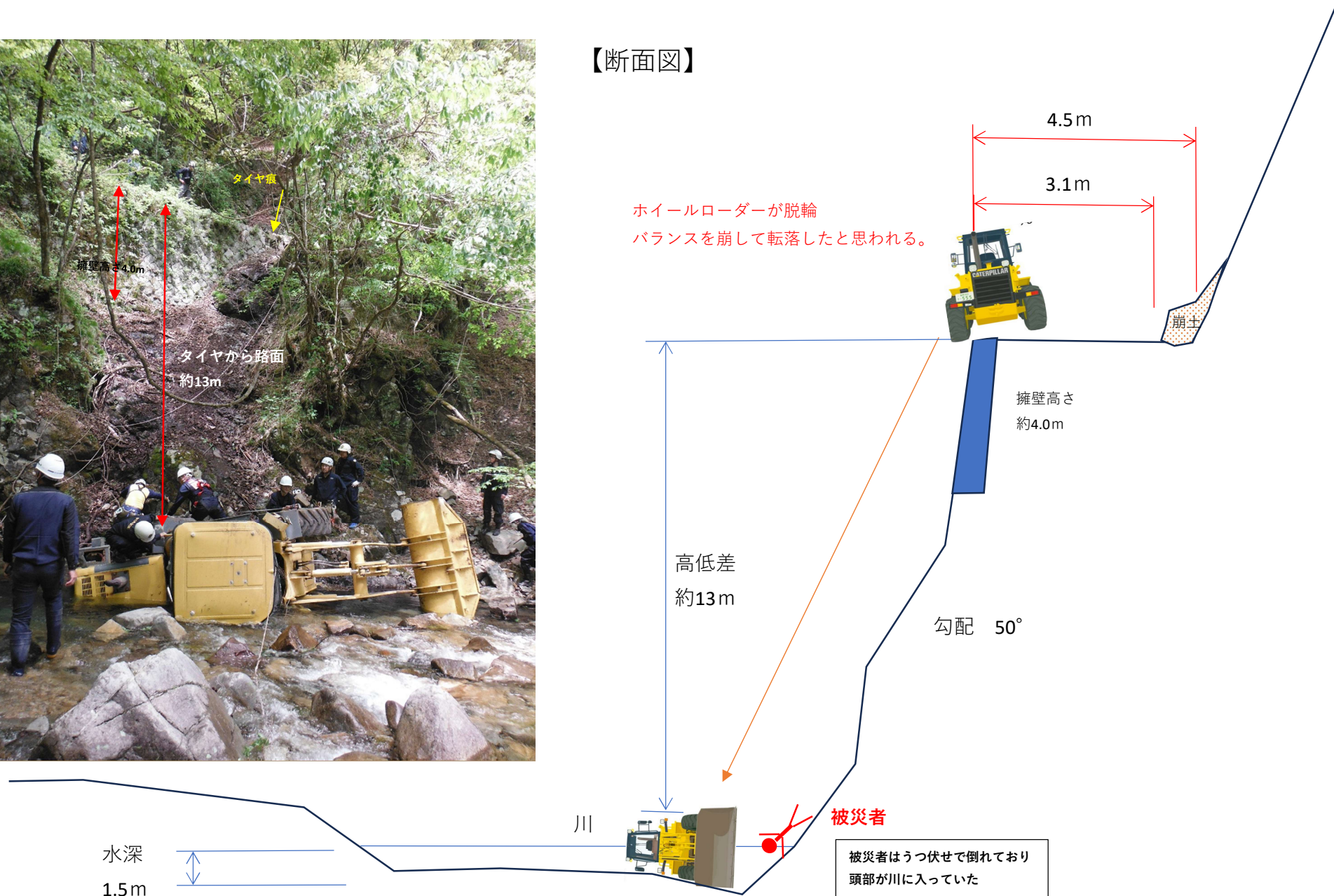


災害発生箇所 見取り図

若栃榎谷林道（下）



【断面図】



災害発生箇所 状況写真 (1)

若栃榎谷林道 (下)



災害発生箇所 状況写真 (2)

若枳榎谷林道 (下)



後進時に左側後輪が脱輪し
バランスを崩してホイールローダーが
転落したと思われる。

